

午前十時十五分 開会

○議長（首藤 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第六号により行います。

日程第一により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告を願います。

建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会委員長・堀本博行君登壇）

○建設水道委員会委員長（堀本博行君） 建設水道委員会は、去る十二月六日及び十一日の本会議において付託を受けました議第七十七号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第三号）関係部分外四件について、十二月十二日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

最初に、議第七十八号平成十四年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）についてであります。

当局より、平成十二年度から十四年度まで、国土交通省が国道十号の境川から国道五百号までの約千五百メートルを都市景観整備事業の一環として、別府地区電線共同溝設置工事の施工に伴い、下水道事業を並行して国土交通省と協定を結び、管渠を布設するための繰越明許費であるとの説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第七十七号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第三号）関係部分についてであります。

まず、下水道課関係部分であります。当局より、別府地区電線共同溝設置工事と同時に道路改良事業を施工するための繰越明許費であるとの説明がなされた次第であります。

次に土木課関係部分であります。委員より、別府駅前原線外歩道整備に要する経費の追加額及び北浜ホテル地区歩車共存道路整備に要する経費の減額について質疑がなされ、当局より、内容については組み替えを行うものであり、別府駅前原線に樹木の追加及び歩道での駐車を防ぐための車どめを部分的に設置するものであるとの説明がなされたところであります。

また、委員より、別府駅前原線については、バス停にベンチを設置した際、車いすの方が通れるスペースを確保してほしいとの意見がなされ、当局より、幅五メートルの歩道であり、バリアフリーを考慮し施工したものであり、ベンチを設置しても十分スペースは確保できるとの答弁がなされました。

また、委員より、交通安全施設整備に要する経費についての質疑に対し、当局より、

国道、県道及び行きどまり以外の道路で、当面对象となる小学校七校の正門前に、ドライバーの注意を促すため高視認性路面表示として、正門を中心に約百メートルの間に文マーク等を施したグリーンのカラー舗装をするものであるとの答弁がなされました。

また、委員より、通学路全体で特に危険な箇所については調査し、対応してほしいとの要望に対し、通学路として指定している箇所については、教育委員会と道路管理者である土木課が全面点検をするようになっており、危険な箇所については順次実施してまいりたいとの答弁がなされた次第であります。

また、委員より、予算計上については、PTA連合会の陳情を受けてのものか、それとも以前より通学路の整備がうたわれているので必然的に計上したのかとの質疑に対し、市長、議長、教育長に要望があったと聞いているが、通学路、交差点等の改善という要望であり、今回の補正については、新入学児童が入学する四月までにできるということで正門前に設置を予定しているとの答弁がなされました。

さらに、委員より、実施に当たっては、学校とPTAの皆さんと協議しながら施工してほしい。また、子供の命にかかわる問題であり、PTA連合会等の陳情に対しては、今回のように早急に検討、予算化し、子供たちの安全を守るという執行部の体制をとり続けてほしいとの要望がなされた次第であります。

最終的に議第七十七号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第三号）関係部分については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議第八十二号別府市水道事業給水条例及び別府市簡易水道事業給水条例の一部改正についてであります。この給水条例の一部改正は、受水槽十トン以下の小規模貯水槽水道につきましては、法の規制対象ではなく、設置者の管理が不徹底のため、衛生上の問題がしばしば生じており、水道法を改正して管理体制を強化し、設置者と水道事業者の責任を明確にする意味から、条例を一部改正して指導、助言、勧告を行うことができるものであるとの当局の説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議第九十号平成十四年度別府市水道事業会計補正予算（第二号）についてであります。水道局職員の給与改定につきましては、これまで人事院勧告をよりどころとして勧告を尊重し、組合交渉を重ねて議会に諮っているが、今般、この勧告制度が始まって以来のマイナス勧告で、職員の給与を引き下げるものであるとの説明がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第九十一号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正についての関係部分ではありますが、別府市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、人事院勧告に準じた一部改正を行おうとするものであるとの当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案五件に対する審査結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（首藤 正君） 総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長・池田康雄君登壇）

○総務文教委員会委員長（池田康雄君） 総務文教委員会は、去る十二月六日及び十一日の両日の本会議において付託を受けました議案は、議第七十七号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第三号）関係部分外九件ではありますが、十二月十二日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について簡単に御報告いたします。

初めに、議第七十七号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第三号）関係部分についてであります。

教育費にかかる補正額の総額三億五千三十三万三千円について、内訳として、南小学校の屋内体育館建設事業費に二億六千三百四十四万三千円、各小学校施設整備工事費追加等に二千三百三十五万円、各中学校施設整備工事費追加額九百三十万円、各幼稚園施設整備工事費追加額一千百六十万円、また、学校プール、野口原総合運動場等体育施設整備工事費追加額が四千二百六十三万二千元であり、これらについては、学校の安全対策と景気対策に伴う前倒し分として予算計上するものであるとの当局説明がなされ、委員より、今回、一度にこのように多くの工事を行うということは、今までに積み残してきたことがあるからであり、本来であれば年度当初に計画を立て、緊急度を要する順番にその都度要望にこたえる形で補修工事等を行っていくべきであるとの質疑がなされました。

これに対し当局より、教育委員会の当初予算での工事部分については、毎年度に年次計画を立て実施しているところであり、市内の小・中学校二十四校から年間三百件程度の改修要望が出されているが、これらについては、現地に出向き確認を行った後、直ちに補修や整備を行うという形をとっており、今までにほぼすべての改修の要望に対応していると考えているところであるとの答弁がなされました。

また、最近、地域や学校現場において、学校の統廃合問題で混乱を招いていること

について言及し、当局より、平成十一年に学校適正化基本方針が作成され、これに基づき第一期の南小学校と浜脇小学校の統合に着手したわけであるが、旧市街の残り四校については、今回の結果を見た上で検討する予定であり、組み合わせや時期については白紙の状態であるとの答弁がなされたところであります。

このほかに総務課関係、財政課関係については、当局の説明が適切であるとのことで、最終的に採決の結果、議第七十七号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第三号）関係部分については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、課税課関係の議第八十号別府市税条例及び別府市都市計画税条例の一部改正については、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第八十三号関係部分から、議第八十九号までの各会計補正予算及び第九十一号の条例改正案の八件については、職員給与改定関連議案であります。当局より、人件費にかかる当初予算は、地方自治法施行規則に基づき、毎年一月一日現在の現員、現給で計上しており、その後の退職、採用の新陳代謝及び人事異動等に伴う必要財源の決算見込み額を精査して今回の補正予算を編成したものであるが、本年度の人事院の勧告内容は、厳しい経済、雇用情勢を受けて、公務員の月例級が民間を上回っていることにより、官民給与の逆格差を是正するため、昭和二十三年の給与勧告制度創設以来、初めて基本給をマイナス改定するとともに、扶養手当についても民間の支給状況を考慮し、配偶者にかかる支給月額を二千元引き下げ、あわせて世帯全体の生計費負担に配慮し、子供三人目以降の支給月額を二千元引き上げる内容となっている。

また、一時金についても、一年間における民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を〇・〇五月分引き下げ、現行の四・七月分を四・六五月分とし、三月の期末手当から差し引くことになり、さらに民間との支給回数の均衡を図るため、三月期の期末手当を平成十五年度より廃止し、六月と十二月の期末・勤勉手当に再配分するとともに、あわせて支給割合を改定すること等の内容になっている。なお、改定の実施時期については、平成十五年一月一日より実施の予定であり、勧告内容により給与水準引き下げの改定であるため、官民の年間給与の均衡を図るための所要の調整措置を三月の期末手当において調整する考えである旨の説明がなされました。

これに対し委員より、人事院勧告に基づいて給与の改定を実施するものであるが、県下他市の状況はどのようなになっているのか、とただしたところ、当局より、十一月に県下統一で組合交渉を行い、人事院の勧告を尊重し実施することで合意に達しているところである、との説明を了とし、職員給与改定関連議案八件については、いずれ

も全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第八十三号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第四号）消防本部関係部分について、これは、南立石マンション火災による消防職員の殉職に伴う一般管理に要する経費の追加額三千二百七十万円であり、この内訳は、別府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例に基づいて審査委員会を設置し、審査の結果、条例第三条の二の規定により、殉職者の遺族に対し三千万円を授与するよう決定されたものであり、二百七十万円については、十二月二十日に挙行される別府市消防本部葬にかかる経費として予算計上するものであるとの当局説明がなされました。

委員より、この条例は、いつ制定されたものであるのか、現在の諸々の情勢から判断を行ったときに、この金額というのが果たして妥当であるのか、見直しの時期ではないかとの質疑がなされ、当局より、昭和四十二年三月十七日に別府市消防賞じゅつ金条例が制定され、その後、昭和五十八年四月一日に殉職者特別賞じゅつ金条例がつけ加えられたものであり、金額については、国の準則に従って設定されており、当初は一千五百万円であったものが徐々に改正され、現在の金額に至っているとの説明がなされました。

また、この金額については、大分県消防長会や九州、国といった組織があるので、金額の見直しをお願いしてまいりたいとの説明がなされたところであります。

また、殉職者に対しては、別府市の賞じゅつ金のみ授与しか行われぬのか、人の命をお金ではかることはできないが、一般質問でも議論があったとおりであり、「人の命は地球よりも重たい」という発言があった。遺族の心情等を考えたときに、議会の議決を受け、別に見舞金等の形で遺族に対し、せめてもの別府市としての気持ちをあらわすことはできないのかとの発言に対し、当局より、このほかに県の賞じゅつ金と国の賞じゅつ金が支払われる予定であるとの答弁がなされました。

また、当局より、今回の事故については、現在二名の職員が入院加療中であり、現場の状況がいまだ判明していない部分もあるので、今後も引き続き調査会等を開催し御報告申し上げたいとの発言がなされたところでありますが、委員会においても、必要ならば調査会の開催を求め、引き続き原因の究明、対策の検討を行っていくことを確認したところであります。

以上のような経過を踏まえ、最終的に議第八十三号関係部分については、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

以上、当委員会に付託を受けました議案十件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会委員長・岩男三男君登壇）

○観光経済委員会委員長（岩男三男君） 観光経済委員会は、去る十二月六日の本会議において付託を受けました議第七十七号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第三号）関係部分につきまして、十二月十二日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当局より、林業総務に要する経費の追加額及び林業振興助成に要する経費のうち、木造施設整備事業費補助金の追加額については、総称は「木の香る街づくり推進事業」であり、これまでも県において平成四年度から「豊の国大型木造施設建設促進モデル事業」、平成九年度からは「木の香るふるさと施設整備促進事業」を実施し、県産材の普及に努めてきたところであり、本年度より「木の香る街づくり推進事業」を開始したものである。この事業は、全額県補助で行われ、公共的木造施設の建設を推進することで、多くの消費者が「木の良さ」を直接的に体験し実感することにより、県産材の需要拡大を図ることを目的にしている。このたびは、市内の児童養護施設一カ所、精神障害者更生施設一カ所に対し補助をしようとするものである。

森林整備地域活動支援事業補助金については、近年、森林所有者の高齢化、過疎による空洞化等により、森林を取り巻く環境が非常に厳しくなっている。このままでは国土の保全、水源の涵養及び地球温暖化の防止等、森林の持つ多面的機能の発揮に支障を来すおそれがあるため、「森林・林業基本法」が平成十三年に制定され、国は、森林所有者による計画的かつ一体的な森林の施業の実施に不可欠な森林の現況の調査、その他の地域における活動を確保するための支援を行おうとするものと規定されており、その具体的な活動として、森林の現況調査、境界の確認、測量、作業道の整備等を行うもので、別府市では三百三十七・六ヘクタールが対象となっているとの説明がなされました。

次に、漁業後継者育成対策預託金については、平成十三年四月に各漁業協同組合が、県漁協一本化となり、その際、預託先を「別府市漁協」から「大分県信用漁業協同組合連合会」に変更したが、このたび、「大分県漁業共同組合」に預託先変更の要望があり、現在、「大分県信用漁業協同組合連合会」に預託しているものを一度返済していただき、新たに「大分県漁業協同組合」に預託するものである。

また、漁港漁村活性化対策に要する経費の追加額では、平成十三年度から平成十四年度にかけて、県が亀川漁港を中心に、敷地内の舗装及び堆積土のしゅんせつ工事を行っているが、工事内容の変更に伴い追加するものである。さらに、この活性化事業費の増加に伴い、大分県漁港協会負担金も追加負担を行うため、今回補正を計上した

ものであるとの説明がなされました。

以上のような当局説明に対し、委員より種々の質疑が交わされましたが、最終的に、いずれも当局の説明を了とし、議第七十七号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第三号）農林水産課関係部分については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 厚生委員会委員長。

（厚生委員会委員長山本一成君登壇）

○厚生委員会委員長（山本一成君） 厚生委員会は、去る十二月六日の本会議において付託を受けました議第七十七号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第三号）関係部分外二件につきまして、十二月十二日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告いたします。

最初に、議第七十七号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第三号）関係部分を、各課ごとに御報告いたします。

まず、環境安全課関係部分について、墓地管理に関する経費の追加額は、本年、梅雨時の豪雨による浜脇地区市営柴尾・笹川墓地の災害復旧工事であり、補修工事に伴う玉垣の据替え委託料も含むものであるとの当局の説明を受けたところ、委員より、この工事は至極当然のものであるが、別府市全体の市営墓地の管理について、墓地台帳の整備や墓地内に敷設されている水道の管理をしっかりとやってもらいたいとの要望があり、当局の、改善を検討するとの答弁を了とした次第であります。

続いて、障害福祉課関係部分では、心身障害者福祉事務に要する経費の追加額は、来年度より身障者の支援費制度が始まることとなり、これはその準備のための経費であり、主に臨時職員賃金、PR用のパンフレットの作成費などで、国より二分の一の補助が決定している。また、ホームヘルプサービスに要する経費、重度心身障害者医療扶助助成に要する経費、在宅重度障害者住宅整備に要する経費のそれぞれの追加額は、年度当初の見積もりを上回る需要が発生したための措置であるとの説明に対し、委員より、在宅重度障害者住宅整備に要する経費について、これは大変よい制度であるので、来年の予算では当初より拡充して予算措置をし、積極的に障害者住宅の整備を促進してほしいとの要望に対し、今までは決算額ベースで予算措置をしてきたが、今後は意向に沿えるように検討いたしたいとの答弁を了とした次第であります。

次に、社会福祉課関係部分については、歳入部分は十三年度決算の結果、国の補助

額が決定し、国より新たに交付を受ける差引額を計上したものであり、歳出部分については同様に十三年度決算により県費分の返納金額が確定し、大分県に対し支出されるものであるとの当局説明を了としたものであります。

続いて、児童家庭課関係部分であります。当局より、児童福祉関連では、児童手当支給に要する経費の追加額については、昨年六月の所得制限の緩和や昨今の景気の影響で受給額が増加し、追加補正するものであり、児童健全育成に要する経費の追加額は、放課後児童クラブの土曜・祝日などの制度改正による委託料の追加額である。次に保育所関連では、保育所入所に要する経費の追加額は、主に民間保育園の入所児童延べ八百四十八名の増加による委託料の増加及び市立保育所の保育に関する経費の追加額は、公立保育所の入所児童延べ四百九十五名の増加に要する経費であり、本年度より開所時間を三十分延長したことが増加要因になったものと考えられる。今後も、待機児童解消のため最善を尽くしていきたいとの説明がなされました。また、施設の改善では、今後実施予定の中央保育所の大規模改修に備えた耐震調査を今年度行うための委託料を計上し、南部地区の中核を担う同保育所で、安全に快適に児童が過ごせるよう整備いたしたいとの説明がなされ、これを了としたところであります。

最後に、保健医療課関連については、重度心身障害者医療助成に要する経費の追加は、本年度の決算見込みを計った上で、不足が生じると思われるので補正措置をするものであるとの当局説明を了としたところであります。

最終的に議第七十七号関連部分につきましては、各担当課ごとそれぞれ採決の結果、すべて全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十九号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、及び議第八十一号別府市国民健康保険税条例の一部改正については、担当課の説明をそれぞれ適切妥当と認め、採決の結果、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果について報告を終わります。

何とぞ議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

（四番・平野文活君登壇）

○四番（平野文活君） 私は、議第九十一号職員給与に関する条例改正に関連して討論を行います。

今日の長引く不況は、明らかに個人消費の冷え込みによる消費不況であります。しかも別府市の中心産業は、観光産業を中心とした消費型産業であり、消費不況の影響をもろに受けております。その結果、別府市民の平均所得の県内ランクは下がり続けております。市内では賃金の遅配もあると聞いております。こうした状況の中では、今回の職員給与の改定は、やむを得ない措置として賛成をいたします。同時に、こうした措置をとる以上、職員だけに痛みを押しつけるだけでなく、市長を含む三役の給与や退職金、議員報酬や議会費の縮減を検討するのは当然の方向であります。また、そこで生まれた財源は、低所得者対策など不況に苦しむ市民のために有効活用すべきであります。

最後に、ここまで不況を深刻にしたのは、小泉自・公・保内閣の失政の結果であります。その失政に対する反省もなく、不良債権処理の加速策で大量の倒産や失業を生み出し、さらに医療、介護、年金、雇用保険など、社会保障分野での三兆円負担増などを国民に押しつけるなどは、経済政策としても愚策であります。政府に対しても、個人消費を直接温める経済政策に転換することを強く求めて、討論を終わります。

○議長（首藤 正君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について採決を行います。

上程中の議第七十七号平成十四年度別府市一般会補正予算（第三号）から、議第九十一号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正についてまで、以上十五件に対する各委員長報告は、いずれも原案可決であります。以上十五件について、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上十五件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二により、報告第十六号市長専決処分について及び報告第十七号寄附受納についての二件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

○助役（安倍一郎君） 御報告いたします。

報告第十六号は、普通自動車損傷事故の和解につきまして、地方自治法第百八十条第一項の規定により専決処分いたしましたので、同条第二項の規定により報告するものであります。

報告第十七号は、寄附受納の報告であります。消防関係におきまして御寄附をいただいております。詳細は、お手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

以上、二件につきまして御報告いたします。

○議長（首藤 正君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告第十六号及び報告第十七号の二件について質疑のある方は、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

以上二件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第三により、議員提出議案第十六号北朝鮮による拉致問題の徹底解明を求める意見書から、議員提出議案第二十二号WTO農業交渉等に関する意見書まで、以上七件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第十六号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（九番・堀本博行君登壇）

○九番（堀本博行君） 議員提出議案第十六号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

北朝鮮による拉致問題の徹底解明を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致問題は、北朝鮮による、我が国の主権を侵害した国家犯罪であるとともに、人道に反する犯罪でもある。長い間、北朝鮮が頑強に否定し、闇に葬ろうとしてきたこの国家犯罪も、小泉首相の訪朝により、北朝鮮の最高権力者である金正日国防委員長が、その犯罪行為を認め謝罪したことは、この拉致問題の解決に一定の前進をもたらすものとして評価されよう。しかしながら、こうした謝罪の言葉とは裏腹に、「拉致問題は解決済み」という北朝鮮側の見解に我々は強く抗議するとともに、北朝鮮側が提供してきた「死亡した」とされる拉致被害者に関する資料の杜撰さに、改めて怒りを感じざるを得ない。

今般、生存が確認された拉致被害者五名が、二十四年ぶりに祖国の土を踏み、家族や故郷の旧知の友人たちと再会を果たすことができたが、二十四年という長きにわたって一般市民を無法に拉致・拘束し、最愛の家族にさえ一切の消息を知らせないできた北朝鮮の非人道性に改めて慄然とせざるを得ない。我々は、改めて北朝鮮に対し強く抗議するとともに、政府のこれまでの拉致問題への取り組みに対しても遺憾の意を表すものである。日朝国交正常化は重大な懸案ではあるが、拉致問題という重大犯罪の解明と解決なしにはあり得ないことを、政府は肝に銘ずるべきである。

よって、別府市議会は、北朝鮮に対し言葉による謝罪に止まらず、誠意と責任ある対応を求めるとともに、政府に対し以下の事項について、拉致家族の意向を体した対応を強く求めるものである。

記

- 一、北朝鮮に残された家族の帰国を早期に実現すること。
- 二、「死亡した」とされ、生存が確認されていない拉致被害者に関する正確な情報と現地調査を北朝鮮に求めるとともに、拉致の疑いが指摘されている他の事件についても、徹底的な調査と解明を北朝鮮に求めること。
- 三、拉致は北朝鮮による国家犯罪であり、被害者の人権と人生の大半を犠牲にさせたことに對し、北朝鮮による国家補償を求めること。
- 四、拉致被害者及びその家族に對し、特別立法も含め、我が国政府による手厚い支援を行うこと。
- 五、北朝鮮に對し、核開発の即時停止及び生物兵器の撤廃と工作船等による違法な情報収集を直ちにやめるように求めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十四年十二月十七日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

外務大臣

衆議院議長

参議院議長 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

（一番・猿渡久子君登壇）

○一番（猿渡久子君） 議員提出議案第十六号北朝鮮による拉致問題の徹底解明を求める意見書に對し、賛成の立場から討論を行います。

私たち日本共産党は、一九八八年に橋本敦参議院議員――当時――が、参議院予算委員会で拉致疑惑を政府に認めさせ、九九年に不破哲三委員長――当時――は、衆院本会議で、北朝鮮との交渉ルートを確立し、解決すべきと提案するなど、国会でも前向きに取り組んできました。この拉致問題は、重大な国家犯罪であり、許されるものではありません。北朝鮮は謝罪すべきであり、家族の早期帰国、徹底的な調査と解明

を北朝鮮に求めることなど、早期解決を図ることは当然であり、賛成であります。

（発言する者あり）

○議長（首藤 正君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

上程中の議員提出議案第十六号については、委員会付託を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で上程中の議員提出議案第十六号については委員会付託を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十六号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第十七号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（二十四番・原 克実君登壇）

○二十四番（原 克実君） 議員提出議案第十七号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

児童扶養手当制度の見直しに関する意見書

現下における日本の厳しい経済状況の中で、離婚の急速な増加等により母子家庭は年々増え続け、現在では実に九十五万世帯を超えている。その一方で、母子家庭の平均年収は約二百三十万円と伸び悩み、一般世帯の約三分の一という低い水準にとどまっているなど、母子家庭を取り巻く環境は非常に厳しい実情にあり、母子家庭への十分な理解ときめ細かな配慮が必要である。

このような厳しい状況の中で限られた政府の財政事情を勘案しながら、児童扶養手当制度を安定的に維持しつつ、就労支援をはじめとする母子家庭が自立するための総合的な支援対策に取り組むことが必要である。また、その実効性を確保するための必要な財源の確保と体制整備が必要である。

更に、日本の社会では、離婚した場合の養育費の支払い状況が極めて低いという現状がある。離婚をしても、自らの子どもを養育する責任があることを明確にするとともに、養育費の確保を確実にするための実効性のある措置が求められている。

よって、政府においては、以下の施策の確立を図るべきである。

記

一、平成十五年度予算編成において、児童扶養手当への物価スライドの適用については、慎重にすること。

二、母子家庭の母親の就労支援や保育サービスの確保など、自立のための総合的な施策の実施を図るために必要な予算を確保すること。

三、養育費の確保のため、実効性ある措置を講じること。

四、五年後の減額措置の検討にあたっては、就労支援等の実施状況や経済社会情勢を十分に勘案すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十四年十二月十七日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略して、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十七号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第十八号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(四 番 ・ 平 野 文 活 君 登 壇)

○ 四 番 (平 野 文 活 君) 議 員 提 出 議 案 第 十 八 号 は、お 手 元 に 配 付 し て あ り ま す 意 見 書 を 読 み 上 げ て、提 案 理 由 の 説 明 に か え さ せ て い た だ け ま す。

イ ラ ク に 対 す る 武 力 攻 撃 に 反 対 し、平 和 的 解 決 を 求 め る 意 見 書

イ ラ ク は、十 一 月 十 三 日、同 国 の 大 量 破 壊 兵 器 査 察 に 関 す る 国 連 安 全 保 障 理 事 会 決 議 一 四 四 一 を 無 条 件 に 受 諾 し、十 一 月 二 十 七 日 か ら 国 連 の 抜 き 打 ち の 査 察 が 始 ま り ま し た。

ア メ リ カ は、イ ラ ク に 義 務 違 反 が あ れ ば、国 連 決 議 が 無 く と も 武 力 攻 撃 で き る か の よ う な 見 解 を 示 し て い ま す が、国 連 憲 章 は、侵 略 さ れ た 際 の 自 衛 反 撃 以 外 に は 国 家 に よ る 武 力 行 使 を、い か な る 国 に も 許 し て い ま せ ん。こ の 決 議 一 四 四 一 は、イ ラ ク 側 の 義 務 違 反 が、自 動 的 に 武 力 制 裁 に つ な が ら な い こ と を も 明 確 に 規 定 し て い ま す。イ ラ ク は、武 力 攻 撃 の 口 実 を 与 え な い よ う に 誠 実 に 国 連 に 協 力 す べ き で あ り ま す。よ っ て、日 本 政 府 に 次 の こ と を 要 望 し ま す。

記

- 一、イ ラ ク に 対 し て、無 条 件 に 誠 実 に 査 察 を 受 け る よ う 働 き か け る こ と。
- 二、ア メ リ カ に 対 し て、武 力 攻 撃 を せ ず、平 和 的 解 決 を 図 る よ う 働 き か け る こ と。

以 上、地 方 自 治 法 第 九 十 九 条 の 規 定 に 基 づ き、意 見 書 を 提 出 す る。

平 成 十 四 年 十 二 月 十 七 日

別 府 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣

外 務 大 臣 殿

何 と ぞ 議 員 各 位 の 御 賛 同 を お 願 い い た し ま す。(拍 手)

○ 議 長 (首 藤 正 君) 以 上 で、提 案 理 由 の 説 明 は 終 わ り ま し た。

こ れ よ り 質 疑 を 行 い ま す。

〔 「 な し 」 と 呼 ぶ 者 あ り 〕

○ 議 長 (首 藤 正 君) お 諮 り い た し ま す。別 に 質 疑 も な い よ う で あ り ま す の で、以 上 で 質 疑 を 打 ち 切 り、委 員 会 付 託、討 論 を 省 略 し、こ れ よ り 採 決 を 行 い た い と い い ま す が、御 異 議 あ り ま せ ん か。

〔 「 異 議 な し 」 と 呼 ぶ 者 あ り 〕

○ 議 長 (首 藤 正 君) 御 異 議 な し と 認 め ま す。

よ っ て、以 上 で 質 疑 を 打 ち 切 り、委 員 会 付 託、討 論 を 省 略 し、こ れ よ り 採 決 を 行 い ま す。

上 程 中 の 議 員 提 出 議 案 第 十 八 号 に つ い て は、原 案 の と お り 決 す る こ と に 賛 成 の 諸 君 の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第十九号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（一番・猿渡久子君登壇）

○一番（猿渡久子君） 議員提出議案第十九号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

雇用保険の保険料引き上げ、給付削減を行わないことを求める意見書

政府の「景気底入れ」宣言をよそに、国民生活と中小企業経営、地域経済は、深刻の度を深めています。七月の完全失業率は、史上最悪に近い五・四％、完全失業率は三百五十二万人、潜在的失業者を含めると一〇％、九百万人を超す事態となっています。これからも大企業の大規模なリストラの強行と、政府が進める不良債権の「最終処理」がもたらす中小企業の倒産によって、さらなる大量失業が生み出されることは必至です。かつてない労働者の大量失業は、労働者生活はもとより、地域経済・社会の深刻な破壊をもたらすものとして、雇用不安の解消は一刻の猶予もできないものになっています。現在の雇用保険財政の危機を招いている要因は、大企業による大規模なリストラと、その影響を受けた中小企業の倒産による失業者の増大です。

こうした状況のもとで今政府に求められていることは、雇用保険財政の解決を失業者と現在の就労者に負担させるのではなく、国庫負担の増額と大企業を中心としたリストラ、人減らしの規制を強化することです。とくに求職者数にくらべると求人件数が圧倒的に少ないことや、年齢等による再就職が困難な中で、失業者にとって事実上の生活保障になっている雇用保険の給付が削減されることはゆるされません。したがって、失業者の生活保障をまもり、新たな雇用不安を拡大させないためにも、ここに意見書を提出します。

記

一、雇用保険財政への国庫負担を、元通り失業給付の三分の一に引き上げ、十月実施の保険料引き上げや来年度に計画されている給付額の削減、給付期間の短縮をやめること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十四年十二月十七日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十九号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第二十号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（八番・野田紀子君登壇）

○八番（野田紀子君） 提出議案第二十号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

年金支給削減反対を求める意見書

政府が決定した二〇〇三年度予算の大枠「予算の全体像」は、経済を「活性化」するとして、法人税負担の軽減などの「減税」を打ち出しました。ところが、「減税」のための財源は、将来の増税をあてにした「つなぎ国債」です。大企業のための減税の規模は一兆円といわれ、財界がこぞって要求している法人税率の引き下げが、一番の注目となっています。

これまで政府は、大企業優遇の景気対策を繰り返してきましたが、景気を立て直す有効な「需要創出」にはなりませんでした。大企業に「減税」した分だけ将来の国民の負担が増えるのでは、家計消費は冷え込み、景気の回復どころではありません。先の国会では、政府・与党が強行した医療改悪法案では、健保本人三割負担などによる国民負担増は、厚生労働省発表では一兆五千百億円となり、さらに来年度の介護保険料の見直し、年金保険、雇用保険料率の引き上げなど、政府がねらう社会保障の負担

増や給付削減は、二〇〇三年度に合計三兆二千四百億円にもなります。特に高齢者の生活保障である年金の給付を削減することは、憲法第二十五条の生存権にもかかわる重要な問題です。しかも、地方に行くほど年金が地域経済に与える影響が大きく、年金支給削減は地域経済再生の大きな足かせとなります。

つきましては、高齢者の生活保障と地域経済再生、景気回復のために、ここに意見書を提出します。

記

一、年金の物価スライド凍結解除に伴う支給額の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成十四年十二月十七日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第二十号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第二十一号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十番・田中祐二君登壇）

○十番（田中祐二君） 議員提出議案第二十一号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「食の安全」に関する意見書

BSE（牛海綿状脳症）、偽装牛肉事件の多発、O-157の集団感染事件、中国からの輸入野菜における残留農薬など、食品の安全にかかわる問題等が、国民の食品安全行政に対する不信を増大させている。また、政府の食品安全行政に関する関係閣僚会議などでは、食糧庁の廃止、新リスク評価機関の設置、農林水産省内の組織・事務事業の再編・見直しなどが論議されているようであるが、我が国の主要食糧である米の需給や価格の安定については、今までのように政府の責任において決定することを要望する。

以上、総合的な食品安全行政の確立・拡充に向けて、下記の事項の実現を強く要望いたします。

記

一、生産から消費まで一貫した安全で安心な食べ物を安定的に供給するシステムづくりと、その政策を推進する食品安全行政の確立をめざすこと。

二、現在の食品安全の法体系は、所管省庁別の法律になっているので、新たにフードシステムを包括する食糧安全基本法を制定すること。

三、我が国の主要食糧であるコメの需給と価格の安定については、政府の責任において決定すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十四年十二月十七日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣 殿

以上、何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第二十一号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第二十二号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（二番・吉富英三郎君登壇）

○二番（吉富英三郎君） 議員提出議案第二十二号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

W T O 農業交渉等に関する意見書

W T O 農業交渉は、来年三月末を目途に交渉の大枠となるモダリティーの確立に向けて、関係国、グループ間で精力的な協議が続けられており、交渉は山場を迎えようとしています。わが国は、「多様な農業の共存」を基本に、「市場アクセス」分野や「国内指示」の分野において、農業の多面的機能を中心とした非貿易的関心事項への配慮を強く求めています。

米国やケアンズグループなど農産物輸出国は、農業の多面的機能を認めようとせず、農産物貿易を工業製品と同じルールにすることを主張し、全ての関税率を二五％以下にすることや、ミニマム・アクセスの大幅な拡大を求めています。万一、この交渉においてアメリカやケアンズグループが主張する内容を基本としたモダリティーが確立されるようなこととなれば、農産物輸入は一層増大し、国内農業を大きく圧迫して、ひいてはわが国農業・農村の崩壊につながりかねません。さらに、このような状況になれば、農業の持続的発展、食糧の安定供給や多面的機能の発揮など、農業・農村の果たしている役割を維持することは不可能となります。

また、わが国と他国との間で、自由貿易協定に向けた検討が開始されていますが、自由貿易協定は関税撤廃を基本とするものであり、W T O 農業交渉におけるわが国提案内容を十分踏まえた対応が必要なことは言うまでもありません。

よって、政府におかれましては、生産者が安心して農業を継続できるよう、日本提案実現に向け不退転の決意で交渉を行うことを求めるため、次の内容の実現を要望します。

記

一、W T O の農業交渉について

①「多様な農業の共存」を基本としたわが国提案の実現をはかるため、農業の多面的機能などの「非貿易的関心事項」が配慮されたモダリティを確立すること。

②アメリカやケアンズグループの提案を断固拒否するとともに、M A制度の是正を含む見直しを実施し、米の総合的な国境調整措置を堅持すること。また、関税については、品目毎に柔軟性を確保できる削減方式とすること。

③W T O 農業交渉は、生産者だけの課題ではなく国民的な課題であることから、国民的理解促進のための対策を積極的に展開すること。

二、自由貿易協定について

①農林水産物については、品目毎の事情を十分に検討し、国内関係品目に影響が生じないよう対応すること。

②食糧自給率の極端に低い現状や将来の食糧需要に関する国民の懸念に十分配慮し対応すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十四年十二月十七日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

農林水産大臣

外務大臣 殿

以上、何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第二十二号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。（「動議」と呼ぶ者あり）

○十二番（後藤健介君） 私は、次期市議会議員の選挙から、地方税等の納入証明を提出する件につきましての決議書を提案させていただきたいと思います。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（首藤 正君） ただいま、十二番後藤健介君から動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

この際、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることは可決されました。
本動議を議題といたします。

動議提出者から、説明を求めます。

○十二番（後藤健介君） それでは、決議書の原案をここに御披露しまして、皆様の御賛同をいただきたいと思います。

決議書。別府市議会は、次期市議会議員選挙から次の事項を実施することを決議する。

一、立候補届出と同時に、過去すべての徴収金のうち個人の地方税並びに個人の督促手数料、延滞金、過少申告加算金、重加算金及び滞納処分費の証明書を選挙責任者に提出し、併せて選挙事務所等に掲示し、市民の知る権利に応えるようにする。

二、現職議員以外の立候補予定者については、決議書の趣旨に理解を得られるように、議会は最大限の努力をする。以上。

平成十四年十二月十七日

別 府 市 議 会

議員各位の御賛同をいただきたいと思います。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、これより採決を行います。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本動議は可決されました。（拍手）

次に、日程第四により、議員派遣の件について議題といたします。

お手元に配付しておりますように、各議員から議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

各議員から申し出のとおり、議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣をすることに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情により変更または中止については、その決定を議長に一任していただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情により変更または中止については、その決定を議長に一任することに決定いたしました。

以上で、議事のすべては終了いたしました。

お諮りいたします。

以上で第四回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、第四回市議会定例会を閉会いたします。

午前十一時十五分 閉会